

ともなひて見にゆきしは、わが田草十六七の年の頃なり、吉兵衛楊梅瘡にて、苦染井の植木屋伊兵衛がもとに、享保の頃拜領せしといふ躊躇の大きなが三本あり、面向無三唐松といふ木なり、其のち尋ね見れば、其木もいづちにゆきけんみえず、伊兵衛は地錦抄つくりしものなりしが、其子孫おとろへて植木もすくなし、花屋十軒の内小左衛門八五郎などが植木よろしくありしが、是また久しうみざればいからにや。

〔剪花翁傳前編〕浪花あたりの俗言に剪出(きりだし)といへる者頗る六七十個あり、嘗て近郷近國二日路三日路、又甚きは四五日を歴て、草木の花葉を剪得て、賣花市に鬻き家業とせり、此徒の中に代々傳へて業とせる老練のもの、手馴覺えし剪花保育の温室冷窖升水藥水等の専要たる精義を、今更に著して、插花者流の目近くなし易きためにせり、

〔令義解三〕凡課桑漆上戸柔三百根、漆一百根以上、謂凡戸上中下者、計口多少臨時量定、其餘條稱上戸中戸等亦准此例也。中戸柔二百根、漆七十根以上、下戸桑一百根、漆冊根以上、五年種畢謂新別爲戸者亦於園地種若無園地者不在此限、其桑漆者皆鄉土、在課限也。

不宜及狹郷者不必滿數、

〔續日本紀三文武〕慶雲三年三月丁巳詔曰、中頃者王公諸臣多占山澤不事耕種略、中自今以後不得更然、但氏氏祖墓及百姓宅邊栽樹爲林、并周二三十許步不在禁限、

〔類聚三代格十六〕太政官符

應盡收入公勅旨并寺王臣百姓等所占山川海島濱野林原等事

古件檢案內、從乙亥年○天武三年于延曆廿年、一百廿七歲之間、或頒詔旨、或下格符數禁占兼頻斷獨利加以氏々祖墓及百姓宅邊栽樹爲林等、所許步數具在明文、又五位以上、六位以下、及僧尼神主等、違犯之類復立科法、今山陽道觀察使正四位下守皇太子傳兼行宮內卿勳五等藤原朝臣園人解僕、山海之利、公私可共、而勢家專點、絕百姓活、愚吏阿容、不敢諫止、頑民之亡、莫過此甚、伏請依慶雲三年